

# 第9次北広島市交通安全計画（案）の概要

## 1 北広島市交通安全計画とは

北広島市交通安全計画とは、交通安全対策基本法第26条を受けて、北海道が作成する交通安全計画に基づき、北広島市域で実施される交通安全施策の大綱として定めるもの。

## 2 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

## 3 基本理念

- ① 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指す。
- ② 「人優先」の交通安全思想を基本に、それぞれの年代に応じた交通安全教育を推進し、交通安全意識の浸透を図る。
- ③ 交通社会を構成する「人」、車両等の「交通機関」、及びこれらが活動する場としての「交通環境」という三要素の相互の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を市民の理解と協力の下、総合的に推進する。

## 【第1部】 通年に係る道路交通の安全

### 第1章 道路交通の安全

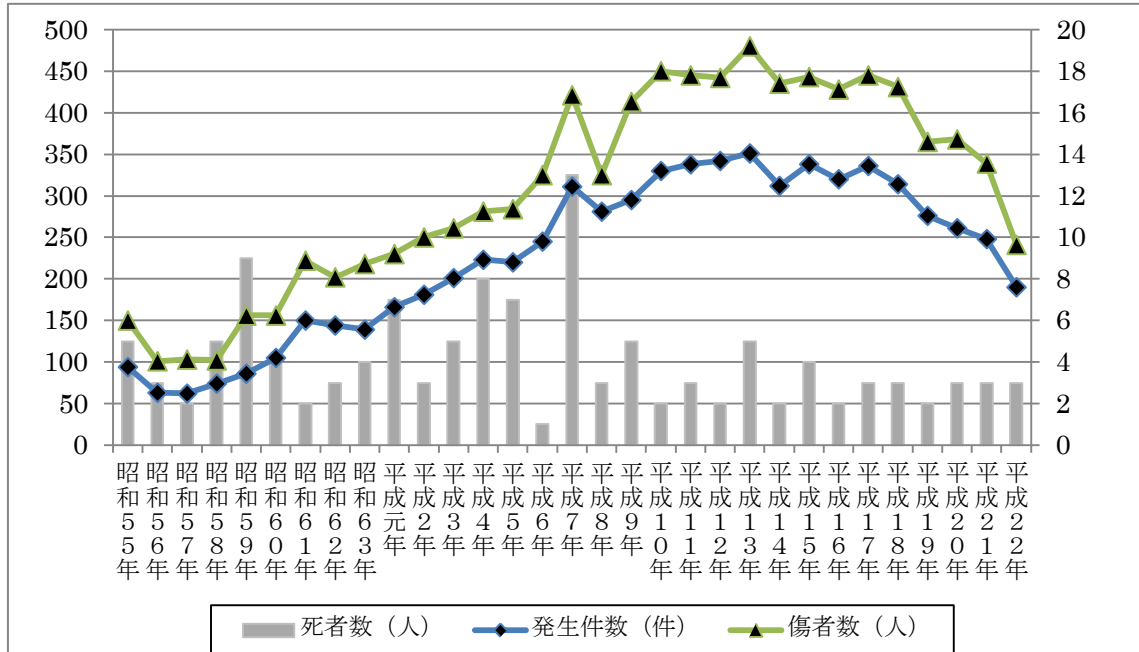
#### 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指すため、行政、学校、家庭、職場、団体、企業等が連携し、地域の実情を踏まえた上で、総合的なまちづくりの中で交通安全対策を実現していく。

## 第2節 道路交通の安全についての目標

### I 道路交通事故の現状と今後の見通し

【参考：北広島市の年別交通事故発生状況の推移】



北広島市の交通事故発生件数は、平成22年には10年前の半数まで下がったものの、絶対数は依然として高い状態にある。

高齢化の進展による交通死亡事故の当事者となる比率の高い高齢者の運転免許保有者数の増加が予想されることから、道路交通にも大きな影響を与えるものと考えられる。

### II 交通安全計画における目標

- 年間交通事故死者数ゼロを目指す。
- 年間死傷者数を確実に減少させる。

## 第3節 道路交通の安全についての対策

### I 今後の道路交通安全対策を考える視点

①道路環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④救助・救急活動の充実、⑤被害者への支援 の5つを柱に、交通安全対策の推進を図る。

## II 講じようとする施策

### 1 道路交通環境の整備

子どもを事故から守り、高齢者や障がい者が安全かつ安心して外出できる交通社会の形成に向けて、人優先の道路交通環境整備に配慮していく。

- ・ 歩行空間の確保、自転車利用を促進させるためのネットワーク形成を目指した地域間連絡道路の整備
- ・ 日常移動の利便性を高めるための地区内道路の整備
- ・ カーブミラー、動物飛び出し注意などの警戒標識等の交通安全施設の設置
- ・ 公安委員会に対する信号機、横断歩道、速度規制等の交通規制要望
- ・ 北広島市地域防災計画（交通応急対策計画）に基づく交通の確保

### 2 交通安全思想の普及徹底

自他の生命尊重の精神を培い、他の人々や社会の安全に貢献できる資質や能力を育てることを理念として、交通社会の一員としての自覚を促すとともに、幼児から高齢者までそれぞれの特性や地域の実情に応じた交通安全教育を実施していく。

- ・ 幼児には、ミニ信号機、模擬横断歩道、ダミー衝突実験や人形劇などの視覚体験型の教育
- ・ 児童・生徒には、車両の死角、内輪差の危険、自転車実技指導などの視覚体験型の教育
- ・ 高校生には、自転車と二輪車の特性、運転者の責任、応急手当など社会の一員として必要な交通マナーを身につける教育
- ・ 成人には、自動二輪車安全運転講習会、冬道安全運転講習会による体験型の教育
- ・ 高齢者には、高齢者の行動特性に着目した交通安全意識を促す教育
- ・ 町内会等には、啓発用ビデオなどを活用した講話や夜光反射材の配布
- ・ 企業等には、交通安全啓発ポスターや交通安全情報誌の配布、シートベルト着用・スピードダウンの励行・居眠り運転防止などの交通安全意識を喚起

### 3 安全運転の確保

二輪車や高齢者の安全運転を確保するためには、個々の状態に応じ効果的な対策が必要なことから、市内自動車学校の協力を得て運転実技を習得するための機会の提供に努める。

また、自転車は道路交通法で車両の一種とされており、歩行者と衝突した場合には加害者となることもあるため、幼児から高齢者まで自転車運転の基本的ルールに基づき、正しい乗り方に関する普及啓発に努める。

- ・ 自動二輪車安全運転講習会、高齢者交通安全教室
- ・ 自転車安全利用五則の普及啓発
- ・ 自転車安全整備制度（TSマーク制度）の促進

### 4 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命はもとより、被害を最小限にとどめるため、救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の充実を図る。

- ・ 心肺そ生法等の応急手当の普及啓発活動の推進
- ・ 救急救命士の養成・配置等の促進
- ・ 救急業務におけるヘリコプターの積極的活用を推進

### 5 被害者への支援

交通事故被害者は、肉体的及び精神的ダメージを受けているだけでなく、加害者への損害賠償請求など大きな負担となっていることから、被害者及びその家族のために迅速・適切な救済が図られるよう努める。

- ・ 北海道交通事故相談所等の関係機関との連携強化

## 第2章 踏切道における交通の安全

### 第1節 道路交通事故のない社会を目指して

踏切事故は、長期的には減少傾向にあるが、改良すべき踏切道がなお残されており、引き続き踏切事故防止対策を推進することにより、踏切事故のない社会を目指す。

#### I 踏切事故の特徴と今後の安全対策

市内では近年踏切事故は発生していないが、一たび発生すると多数の死傷者を生ずるなど重大な結果をもたらすものである。このため構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制などの対策を講じることが、交通の円滑化にも寄与することを配慮し、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、事業者等と連携し安全点検に努めていく必要がある。

## 【第2部】 冬季に係る道路交通の安全

北広島市の冬季は、累計降雪量が4mから5m程度あり、厳しい気象条件を有する積雪寒冷地であることから、歩行空間の確保に関する住民ニーズは大きくなっている。

このことから、冬季の交通安全対策の推進に当たっては、雪との共存を図りつつ、市民の安全で快適な生活を実現するために、北海道特有の冬道環境に対応した諸施策を市民の理解と協力の下に効果的に推進する必要がある。

#### 1 冬季道路交通環境の整備

気象状況、事故の特徴を踏まえた対策を実施するとともに、積雪・凍結路面对策として、適時適切な除排雪や凍結防止剤・防滑砂の散布を実施する。

また、雪対策基本計画を策定し、より効率的な除排雪の推進を図る。

- ・ 除排雪水準の向上
- ・ 交差点の見通し確保
- ・ 公共交通機関の利用の円滑化
- ・ 歩行空間の確保

#### 2 安全運転の確保

北海道の冬道の特徴である「わだち」や「アイスバーン」の実車走行運転体験など参加・体験・実践型の手法による効果的な交通安全思想の普及に努める。

- ・ 市内自動車学校との共催による冬道安全運転講習会